

別記様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

令和7年3月15日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者）

☒申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☒単独申請 ☐共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒673-0895）兵庫県明石市岬町33-1

（ヒョウゴケンアカシシミサキチョウ33-1）

名称（フリガナ）：明石鯛ブランド化推進委員会

（アカシダイブランドカスイシンイインカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 戎本 裕明

ウェブサイトのアドレス：－

（3）申請者の法形式：法人でない団体

2 農林水産物等の区分

区分名：第4類 水産物類

区分に属する農林水産物等：魚類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：明石鯛（アカシダイ、アカシタイ）、Akashi Dai、Akashi Tai

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：兵庫県明石海峡及び明石沖

5 農林水産物等の特性

「明石鯛」は、明石海峡及び明石沖で漁獲され、明石市及び神戸市内の港に水揚げされる天然のマダイである。引き締まった身質と旨みのある白身を持つ高級魚として需要者から高く評価され、一般的な天然マダイと比べ高値で取引されている。

また、その色鮮やかで美しい姿から、春は「桜鯛」、秋は「紅葉鯛」とも呼ばれ、全国的な知名度を有している。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 漁場：明石海峡及び明石沖

(2) 漁獲の方法：五智網漁ほか明石鯛ブランド化推進委員会が指定した方法とする。

(3) 水揚げ地：明石市内の西二見漁港、東二見漁港、魚住漁港、江井島漁港、西岡漁港、八木漁港、藤江漁港、松江漁港、林崎漁港及び明石浦漁港並びに神戸市内の舞子漁港、垂水漁港及び塩屋漁港とする。ただし、荒天、災害その他やむを得ない事情により、近隣の港で水揚げする場合がある。

(4) 最終製品の形態：「明石鯛」の最終製品の形態は鮮魚・活魚（マダイ）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

(1) 生産地の自然条件とその影響

生産地である明石海峡及び明石沖は、潮流の速い部分に形成される岩礁や砂れき質の海底、流速の緩くなる部分に形成される砂質、砂泥質、泥質の海底が入り組んで存在し、海水流動による豊富な栄養や酸素供給が海底の生産力を高めることで、甲殻類を含む多様な底生生物が生息している。

また、明石海峡の西側には、干潮時にシカが淡路島へ歩いて渡ったとの言い伝えから名付けられた「鹿の瀬（しかのせ）」と呼ばれる浅瀬が存在し、ここには明石海峡からの高速潮流により運ばれた砂が堆積している。この砂は、六甲山塊の花崗岩が風化した石英が主であり、硬く粒度が粗いため、砂地の内部まで十分に酸素がいきわたり、プランクトンが多量に発生することから甲殻類やいかなごが集まる。漁師からは「エビやカニが湧く場所」と言われ、これらはタイの大好物である。

「明石鯛」は、このような多様な生物をエサとし、赤色色素（アスタキサンチン）を含むエビやカニなどの甲殻類を食べることで鮮やかな桜色の外観となり、その身は脂がのり艶色となる。

加えて、瀬戸内海は、瀬戸と灘が規則的に繰り返される内海となっており、この特徴的な地形により、瀬戸内海の潮の流れは、瀬戸でダムのようにせき止められ、瀬戸の両側の海面には段差が生じる。その結果、瀬戸で高速潮流が発生し、この影響を受け、「明石鯛」は身が引き締まり、旨みが強くなる。

このように生産地の様々な自然条件が、「明石鯛」の品質の高さの要因となっている。

(2) 漁獲の方法、明石鯛の歴史等

漁獲の方法については、「五智網漁（ごちあみりょう）」と呼ばれる伝統的な方法が主体で、楕円形をした1枚の網の両端に結び付けた引き綱で包囲形を作り、それを狭めて

網に追い込むことにより漁獲する。「五智網漁」の名は「五人の知恵」に由来し、漁に精通している者しか行えないという意味が込められていると言われている。五智網漁では、網を投入してから引き上げるまでの時間が短いことや、網にかかったマダイを丁寧に扱うことで、魚体へのダメージを防ぎ、これが「明石鯛」の鮮度や品質の高さにつながっている。

また、「明石鯛」の美しさは、季節ごとに異なる呼称をもつ点にも表れている。産卵期を迎え、雌の体がひときわ輝いて見える春には「桜鯛」と呼ばれ、また、十分なエサを得て脂がのり、赤味を増した秋には「紅葉鯛（もみじだい）」と称されるなど、その姿は季節ごとに高く評価されてきた。

加えて、鯛は「めでたい」に通じる語呂や華やかな外観から、古来より祝い膳の縁起物として親しまれてきた。なかでも「明石鯛」は、優れた味わいと美しい姿形を備えた名産品として珍重され、その評価は広く全国に及んでいる。

室町時代後期に成立したとされる御伽草子『猿の草子』に祝宴のために集められた美味なものとして、「明石鯛」の名があり、『和漢三才図絵』（1712）、『日本山海名産図絵』（1799）などでも「播州明石浦の産」として紹介されている。戦国時代移行は、大名らの贈答品としても用いられ、『播州名所巡覧図絵』（1804）では、「天正9年（1581年）に羽柴秀吉が織田信長に「あかし干鯛千箇」を歳暮として献上した」と伝えられる。江戸時代には、明石藩主が将軍家に対し、鯛粕漬・生鯛・干鯛を季節の産物として献上していた記録もある。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

「明石鯛」の名は、室町時代末の成立とされる御伽草子にも登場しており、少なくともその当時には既に名産品として広く知られていた。兵庫県はマダイの漁獲量が全国上位を誇り、明石市及び神戸市の漁獲量がその約3割を占める。

また、明石浦では、「明石浦べ（じめ）」と呼ばれる活け締め技術が確立されており、70年以上にわたり受け継がれてきたと伝えられている。こうした技術も、「明石鯛」の高い評価を支えている。

平成19年（2007年）には地域団体商標「明石鯛」を取得した。さらに令和5年（2023年）5月には、内閣府政府広報オンラインにおいて、「日本の鯛で最高級を誇る「明石鯛」として日英二か国語で紹介され、その名称は国内外に広く発信されている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

☒ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当する

商標権者の氏名又は名称：明石浦漁業協同組合

登録商標：明石鯛

指定商品又は指定役務：

第29類 明石海峡または明石沖で漁獲された鯛（生きているものを除く。）

第31類 明石海峡または明石沖で漁獲された鯛（生きているものに限る。）

商標登録の登録番号：第5049346号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

〔登録日〕 平成19年 5 月25日

〔更新登録日〕 平成29年 4 月25日

〔存続期間満了日〕 令和 9 年 5 月25日

法第13条第 2 項該当の有無：

☐ 法第13条第 2 項第 1 号に該当する

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第 2 項第 2 号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☒ 法第13条第 2 項第 3 号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：令和 7 年 3 月12日

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

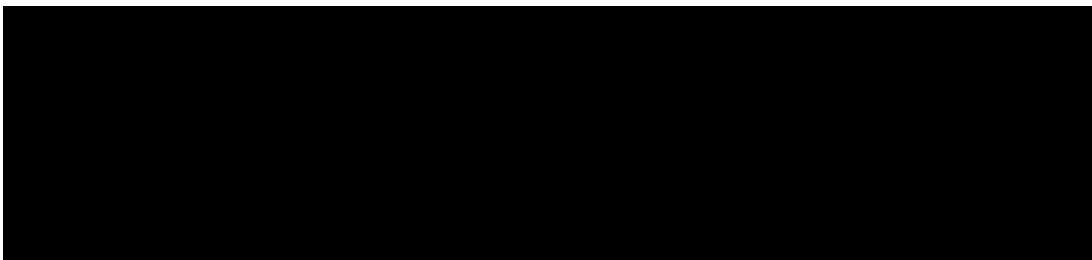
専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☒ 専用使用権は設定されていない。

☐ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第 1 項第 4 号ロに該当しない

10 連絡先（文書送付先）



[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- ☒ 1 明細書
- ☒ 2 生産行程管理業務規程
- ☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- ☒ 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
 - ☐ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
 - ☐ (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
 - ☒ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- ☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書
- ☒ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- ☒ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名：明石鯛ブランド化推進委員会設立総会議事録
明石鯛ブランド化推進委員会通帳写し
- ☒ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名：組織図
- ☒ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等
書類名：
 - 資料1 明石鯛の生産地
 - 資料2 明石鯛の需要者からの評価
 - 資料3 明石鯛の価格
 - 資料4 巽好幸(2022)『「美食地質学」入門』光文社
 - 資料5 神戸新聞明石総局(2017)「あかし本 時のまちを創る 海のまちに生きる」
 - 資料6 明石鯛の定義（明石鯛ブランド化推進委員会）
 - 資料7 松田泰嗣(1985)「明石海峡周辺部における漁場形成」『水産土木』
 - 資料8 鷲尾圭司(1994)「海洋環境の変化と明石海峡の漁業」『沿岸海洋研究ノート』
 - 資料9 大日本水産会兵庫支会編（1897）「兵庫県漁具図解」
 - 資料10 神戸新聞社(2021)「明石の誇り 海の恵み」
 - 資料11 市古貞次ほか校注（1989）「室町物語集（上）」新日本古典文学大系54, 岩波書店
 - 資料12 加納亜由子編（2018）企画展「明石藩の世界Ⅵ 一藩領を行き交う人とモノー」明石市立文化博物館
 - 資料13 神戸学院大学明石ハウス「くずし字解説講座」活動成果報告書（2021）『播州名所巡覧図絵』「明石郡」訳注
 - 資料14 石井良助監修（1981）編年江戸武鑑「文化武鑑1」

- 資料15 近畿農政局兵庫県拠点(2024)「HYOGO 農林水産業の概要」
- 資料16 明石鯛の漁獲量(水揚量)の推移
- 資料17 政府広報オンライン(2023)
- 資料18. 地域団体商標
- 資料19. 生産行程管理業務規程(参考様式)
- ☒10 申請農林水産物等の写真
- ☒11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- ☐12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文